

## 教育史研究の價值

東京帝國大學文科  
大學教授文學博士

吉田熊次

教育は人を陶冶するものであり、人の根本は精神にある、故に精神を動かさない教育はその目的を遂げ得ないのである。而して精神を動かすには精神を以てしなければならぬのである。従つて教育者は精神の修養をしなければならぬ。それには種々なる方法があるけれども教育史の研究も亦其の一手段として必要缺くべからざるものである。即ち過去に於ける教育者の傳記、事業等によつて自ら教育

的興味を起して始めて教育的情操を有ち、教育家としての精神修養を全うし得るのである。それ故に實際教育者が教育史を研究することによつて、教育の方法上にまでの細かな參考資料を得なくともそれを不必要とすべきではない。教育史の研究の意義は、それ以外、それ以上にあるのである。即ち偉大なる教育者としての根本修養に資するといふ點に大なる價值があるのである。

次に教育そのもの、性質を理解する上に必要なことである。教育といふ事柄は今日に始まつたものではない、これは人類發生の當時より既にあつたので、人類の發達と共に發達して來て如何なる時代にも教育といふ事實は存在し來つたのである。それ故に教育の社會に於ける、職能を明にするには、これを理論によつて論證する外に、過去の事實に基づいて講究することが必要なのである。之を任務とするのは即ち教育史であるから、教育史の研究は事實に基づいて教育の性質を明にするに必要である。此のことは、今日の教育者には特に必要な事であるといふ

ことが出来ると思ふ。それは何故かといふと、教育といふことは、如何なる社會にもあつたことで、教育の職能は常に社會全般に關係してゐるものである。然るに今日教育といへば、單に學校教育を意味し、また學校教育といへば限られた専門的仕事となつてゐるから、一方に於ては専門的研究を微細ならしめた所があると同時に、他方に於ては教育本來の任務を忘れしめるやうな傾きがないでもない。換言すれば、教育といふことは一定の校舎に於て、或一定の型に倣つた仕事をすればそれで善いものであるかの如く考へしめる弊が生じ易い。かゝる偏狹な

見解は是非これを打破して、教育本來の任務を闡明し、學校教育をして本來の任務に合せしむるやうにする爲めには、教育史によりて過去の教育事實を研究することが必要である。これ教育に缺くべからざる主なる理由の一つと考へるのである。

次に教育は人間をその對象として居る仕事である。而して人間は萬物の靈長として神聖なるものであるが故に、人間の取扱に關しては、試験若くは實驗といふことは十分に行ひ難い。即ち人間を試験的に教育するとか實驗的に教育するといふことは、嚴密なる意味に於ては出来ないことである。尤も自己の信

念の下に新しき教育法を施すといふことはあるけれども、これは所謂實驗とか試験とか云ふべきものではなくて、自分の信ずる最良法によつて教育するまでである。之に反して未だ研究の十分につかぬ方法を教育上に採用するといふことは許すべからざることである。何故なれば、人間は他の動植物の如く、或は無生體の如く、試験又は實驗の材料に供せらるべきものではないからである。此の如く教育の原理や方法は、何れが果して正當であるか、何れが果して不正當であるかを決するには、これは人爲的の試験若くは實驗によることが出来ないから、廣く社

會の經驗的事實によりて判定するより外に道がない。即ち過去に於ける教育事實の中に於て充分に教育上の効果を收めた場合と之に反する場合とを事實に就いてよく研究し、その成功失敗の原因を探り、これを基礎として自己の採るべき教育の方法を確實ならしむべきであると思ふ。此の意味に於て教育史は、實際教育に大切な教訓を與へるものである。尤も私は所謂實驗的教育學などで唱へて居る研究の價値を否認せんとするものではなく、寧ろ實驗的研究・試験研究の必要を認めるものであるが此の場合に於ても、私は生徒を試験・實驗の對象としないで、

或教育上の事實に依つて、確實なる教育上の原理を決めようとするのである。教育其のものを直接に試験的にすることは私の採らないところである。而して教育史は過去の社會に於ける教育の事實の歴史であつて、之は教育方法の試験の記録ともいふべく、即ち教育其のもの、試験の歴史とも見ることが出来る。此の意味に於て教育史の研究は大切な教訓を實際教育家に與へるものである。

尙以上述べ來たつたやうな教育の事實の方面ではなく、教育の思想・理論に關する方面に就いて見ても、教育史の研究は極めて大切である。今日の教育界

には、種々なる新しい思想・主義等が出て、實際教育家をして殆んど送迎に遑なからしめる有様であるが、これ等の新思想に對して、實際教育家の採るべき態度を決する爲めには、其の一半は之を教育史の研究に俟たなければならぬ。而して教育に關する思想は、一般思想と相連關して種々なる歴史を経て來て今日に至つて居るのである。教育に關する思想界に於ても、一般思想界に於けると同じく、其の思想を正當に理解し、評價するには、其の淵源するところに遡りて之を明にし、其の思想の脈絡・傳統を尋ねて之を決定しなければならぬ。其思想は如何な

る要求、如何なる事情の下に起つたか、如何なる沿革變遷を経て今日に傳つて來たかを明かにする必要がある。これを明かにするには教育史に依らなければ

ならぬ。それ故に教育史の研究は教育上の思想を定める上に於ても必要缺くべからざるものと言はねばならぬ。『教育の實際』第十卷第十號)

## 家庭教育の基礎としての服従性

高島平三郎

(イ) 威嚇的服従。これは所謂「おどしつける」と云ふことでの受くる兒童に在りては、甚しく恐怖心を惹起する。恐怖は消極的感情であつて、兒童を萎靡せしめ、延いては一種の病的に陥らしむるが如き、實例も尠くない。それ故便利なりとて此種の服従方法を屢々行ふは控へね

ばならぬ。

(ロ) 習慣的服従。これは、兒童が服従することを、習慣とするのであつて、殆んど無意識に行はれる。其方法の如何によつては、非常な弊害が伴ふ故、これ亦賛成することは出来ぬ。

(ハ) 利益的服従。これは即ち兒童に、或る利益を示して服従せしむることであつて、一種の利益と服従との交換である。例へば或る果物を與へて斯くすれば之を與へんといふの類で、兒童に取りては、必然或る利益が伴ふものであると云ふ觀念を起さしめて、甚だ不可である。斯様な觀念が増長する時は、非常な害毒を來す。今日、社會に收賄などが行はれるのも、畢竟此時代に於ける教育法が其禍根をなして居るのであらうと信ずる。されば此方法は最も戒むべく、忌むべきもので、努めて避けねばならぬ。反之或る善行を賞して、推奨的に物を與ふるのは、一の勸善の方法で、必要なることである。要するに此間の取